

絆指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	NPO 法人 地域福祉サポート笛吹
所在地	〒406-0832 山梨県笛吹市八代町竹居1235-1
代表者名	理事長 野澤今朝幸

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	絆指定居宅介護支援事業所
所在地	〒406-0832 山梨県笛吹市八代町竹居1235-1
連絡先	055-265-5138
事業所番号	山梨県1971800550号
管理者名	清水映代

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日(祝祭日・12月29日～1月3日除く)
営業時間	8時30分～17時30分

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1	1	
介護支援専門員	2	1以上	
事務職員			

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	笛吹市
---------------	-----

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者からの相談に応じて利用者が望む生活の在り方を実現し、要介護状態になった場合においても可能な限り自立した生活を営むことができるよう、多様な社会資源を活用して適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
-------	--

4 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理 等
-----------------	--

5 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）（1単位：10円）

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援（Ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	10,860円/月 (1,086単位)	14,110円/月 (1,411単位)

(2) 加算

加算名称	料金（単位数）	算定要件
初回加算	3,000円/月 (300単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加（Ⅰ）	2,500円/月 (250単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円/月 (200単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	4,500 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2回	6,000 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1回	6,000 円/回 (600 単位)	
	連携 2回	7,500 円/回 (750 単位)	
	連携 3回	9,000 円/回 (900 単位)	
ターミナルケアマネジメント 加算		4,000 円/月 (400 単位)	

(3) その他

解 約 料	<p>利用者は当事業所との契約を解約できます。解約料はかかりません。</p> <p>※人員不足等のやむを得ない事情により当事業所のサービス提供を終了させていただく場合、速やかに通知するとともに他の居宅介護支援事業所または当該包括支援センターを紹介させていただきます。</p>
-------	---

6 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

（１）事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	清水映代
連絡先	TEL 055-265-5138 FAX 055-265-5134

（２）その他の相談窓口

笛吹市役所 介護保険課	笛吹市石和町市部800 TEL 055-261-1903 FAX 055-262-1318
山梨県国民健康保険団体連合会	甲府市蓬沢1-15-35 TEL 055-233-9201 FAX 055-233-1024

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

利用者の人格を尊重し、その利用者の権利が擁護されるように、迅速な対応に配慮し早期の問題解決を図ります。

苦情の申し出の方法

- (1) 受付担当者に申し出る
- (2) 各所相談窓口に申し出る

苦情解決のための話し合い

苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者による状況説明および原因の明確化・発生内容時期場所周囲や関係者のその時の様子・苦情処理対処の仕方と結果報告と今後の再発防止策の提示。苦情申立者並びにサービス事業者の良好関係の回復のために客観性に配慮した調整に努める。なお、すべての苦情処理は記録管理を行います。

7 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝

えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

サービス提供事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

9 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
-----------	---

10 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

11 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

13 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.4 個人情報の利用

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。

(1) 居宅介護支援の提供にあたっては、個人情報を厳重に管理します。また、取得した個人情報の利用目的を以下に示すものに限定します。

- ① 居宅介護支援業務の遂行
- ② サービス担当者会議等での情報提供
- ③ 各サービス提供担当者及び主治医等との情報提供

(2) 前項に示す利用目的以外に個人情報を利用する場合には個別に同意を得るものとします。ただし、利用者の心身に直ちに危険があるなどの正当な理由がある場合、同意なく関係機関に個人情報を提供することができるものとします。

1.5 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和 年 月 日
-------------	-------------------------

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業所（法人）名	NPO 法人 地域福祉サポート笛吹
代表者名	理事長 野澤今朝幸
事業所名	絆指定居宅介護支援事業所
説明者氏名	

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人 (家族代表者)	住所	
	氏名	
	利用者との 関係	